

島本町教育委員会 会議録（平成31年第3回 定例会）

日 時	平成31年3月6日（水） 午前9時00分～午前10時00分
場 所	島本町役場 住民委員会室
出 席 者	持田学教育長、高岡理恵教育委員、西山洋子教育委員、森田美佐教育委員 岡本泰三教育こども部長、安藤鎌吾次長兼教育総務課長、川畑幸也次長兼子育て支援課長
委 員 及 び 事 務 局 職 員	（教育総務課）中谷明夫主査 （教育推進課）川口直樹課長 （子育て支援課） （生涯学習課）南田篤志課長
欠 席 者	藤田正隆教育委員
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第 1 号報告 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正の臨時代理について 第 6 号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部改正について 第 2 号報告 島本町立幼稚園設置条例施行規則の一部改正の臨時代理について 第 7 号議案 教職員（一般職）人事について
議 決 事 項	第6号議案、第7号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者1名

教育長

本日、藤田教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は4名です。

定足数を満たしておりますので、平成31年第3回教育委員会定例会を開会いたします

お諮りします。会議録署名委員は島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、西山教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は、西山教育委員に決定いたしました。

よろしく願いいたします。

第1号報告「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正の臨時代理について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長兼子育て支援課長 それでは、第1号報告「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正の臨時代理について」ご説明申し上げます。

報告資料の1ページをご覧ください。

まず、改正理由でございますが、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

国におきましては、昨年8月末日に政省令を改正して、幼稚園や保育所の保育料基準額の算定基礎となる市町村民税やその所得割の算定について、未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例及び都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例に関する規定を盛り込み、同年9月分の保育料基準額から適用しております。

次に、改正の主な内容でございます。

1点目の、未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例につきましては、本町の保育料算定においては、平成28年度当初から独自に運用しているものでございます。その概要としましては、現行の税法上、寡婦等に対する控除や非課税適用を受けられない未婚のひとり親について、保育料を算定する場合にあっては、これを寡婦等とみなし

た上で市町村民税を算定するというものでございます。

2点目の、都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例の概要についてですが、平成30年度分の市町村民税から、税率が、一般の市町村は6%、都道府県が4%であるのに対し、指定都市、いわゆる大阪市や京都市などの政令指定都市については8%、都道府県が2%に改められることとなりました。しかしながら、これにより、課税所得が同じであるにもかかわらず、課税を受ける住所地の違いで市町村民税の所得割額に差が生ずることとなり、保育料の階層が主に市町村民税の所得割額の多寡によって決まる関係上、同一課税所得世帯の間で保育料が違ってくるといっておそれが出てまいります。

このため、このような不均衡が生じないように、保育料の算定においては、指定都市で課税された者も本町で課税された者とみなして、すなわち、税率を6%として所得割額を算定するというものでございます。

それでは、新旧対照表を基にご説明申し上げます。

報告資料の8ページをお開きください。

まず、改正案の欄の上段に掲載する別表第1の備考1から備考3までにつきましては、同表の表中で用いる用語を、政令の関係規定中にある用語に紐付けて定義するものでございます。

先ほどの政省令の改正のところで述べました、未婚のひとり親に関する特例のうち、寡婦等とみなした場合に市町村民税を課されないこととなる者につきましては、備考2で引用する政令第4条第2項第7号に規定されている「市町村民税を課されない者」の中で定義されておりますことから、これを引用することによって、本町の保育料算定においても、同様に取り扱うこととするものでございます。

次に、改正案の別表第1備考4につきましては、本町の保育料算定において用いる市町村民税の所得割額を、国の保育料基準額に係る市町村民税の所得割額と同じ方法により算定する旨を定めるものでございます。

先ほどの政省令の改正のところで述べました、未婚のひとり親に関する特例のうち、寡婦等とみなして寡婦（夫）控除を適用するこ

とや指定都市への税源移譲に伴う特例につきましては、所得割額の算定方法に係る事項として共に省令に定められていることから、本町の保育料算定においても、これらの算定方法に倣って所得割額を算定することとするものでございます。

なお、現行の別表第1備考1において、税法上控除される住宅ローン控除や寄附金控除などの税額控除を、保育料に係る所得割額の算定に当たっては控除しない旨を定めていますが、この算定方法の規定についても、改正案では、同表備考4に含まれることとなります。

続いて、報告資料の9ページをお開きください。

別表第2の備考につきましても、別表第1の備考と同じ趣旨で改正するものでございます。

その他の改正につきましては、文言の整理と、保育料に係る市町村民税の算定方法に関する規定の仕方を、これまでの政省令の規定に準じた個別具体の規定ぶりから、政省令の関係規定に紐付けする形での規定ぶりに見直すことにより、今後、国において同様の改正があった場合でも、その内容を保育料事務に迅速に反映できるよう改めたものでございます。

最後に、施行期日は公布の日で、平成30年9月分の保育料に遡及して適用するものでございます。

なお、教育委員会が行う事務に関わる条例の制定改廃につきましては、本来教育委員会の議決を経るべき案件ですが、2月議会に係る議案発送の日程上、それまでに教育委員会議を招集する暇がないと判断しましたことから、臨時代理させていただいたものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

教育委員

確認ですが、本件は報告として承れば良いでしょうか。

次長兼子育て支援課長

本件に関しては既に町議会において上程し、ご可決賜ったものでございます。本来であれば教育委員会議にて議案として諮るべきものですが、教育委員会議を開催する暇がなかったことから、教育長による臨時代理を行ったため、報告するものです。

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

第6号議案「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長兼子育て支援課長 それでは、第6号議案「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案資料の1ページをご覧ください。

まず、改正理由でございますが、島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の主な内容でございます。

先ほど、第1号報告の中でご説明しましたが、本町では平成28年度から独自に実施しておりました、幼稚園や保育所の保育料算定における未婚のひとり親に対する寡婦(夫)控除等のみなし適用が、昨年8月に子ども・子育て支援法施行令などが改正されて、国の保育料基準額の算定においても採られることとなりました。これに伴い、寡婦(夫)控除のみなし適用に関することを含み、市町村民税やその所得割の算定方法については、国の保育料基準額に係る算定方法の例によるものとするよう条例を改正し、去る2月28日に開かれた議会でご可決賜ったところでございます。このため、これを受けて、現在、規則で定めております、寡婦(夫)控除等のみなし適用に関する規定を規則から削るものであります。

議案資料6ページをお開きください。

新旧対照表の現行の欄の下段に掲載する第7条が、現在、本町が独自実施している寡婦(夫)控除等のみなし適用について定めている条でありますので、この条を削るものでございます。

その他の改正につきましては、条例の改正に伴って文言等を整理するものでございます。

最後に、施行期日は公布の日で、改正条例と同日に公布する予定

としております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

教育委員

寡婦等の等には夫の方も含まれるということによろしいでしょうか。

次長兼子育て支援課長 その通りでございます。

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第2号報告「島本町立幼稚園設置条例施行規則の一部改正の臨時代理について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長兼子育て支援課長 それでは、第2号報告「島本町立幼稚園設置条例施行規則の一部改正の臨時代理について」、ご説明申し上げます。

報告資料の1ページをご覧ください。

まず、改正理由でございますが、第四保育所の耐震化対応の一つとして、在籍児童の第一幼稚園（就労支援型幼稚園）への希望転園の措置を講ずることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

第四保育所の耐震化対応につきましては、昨年11月に策定した「保育基盤整備加速化方針」や、その後の保護者の方々からのご要望などを踏まえ、一時の受入先となるふれあいセンターの改修が済み次第、基本的に、在籍児童全員がふれあいセンターに移ることができるよう、現在、全庁を挙げて取り組んでいるところであります。

なお、今月1日に開かれた町議会におきまして、ふれあいセンターの改修工事の設計業務委託料を含む補正予算について、ご可決い

ただいたところでございます。

一方、「加速化方針」においては、ふれあいセンターのほかにも、現・第四保育所施設からの転園先候補施設として、第一幼稚園や高浜学園などを掲げ、それらの施設への転園を強く希望される世帯につきましては、その施設に優先的に転園していただけるよう、配慮の措置を講じました。

そして、去る2月6日から同月20日まで、期間を設けて、在籍児童の保護者の皆様に、ふれあいセンターへの移動及び転園先候補施設への転園の手続を取っていただきました。この結果、第一幼稚園への転園を希望された児童が全体で9人おり、既に就労支援型幼稚園の利用を決定した者の数を加えますと、定員の30人を超えることとなるため、定員を増やす対応をとることによって、第四保育所からの転園希望者全員の受入れを図ったものでございます。

それでは、改正内容について、新旧対照表を基にご説明申し上げます。

報告資料の5ページをお開きください。

第6条第1項に規定する長時間の預かり保育（就労支援型幼稚園）の定員を、30名から50名に増員するものでございます。

なお、このたびの転園手続に基づく利用決定を行って以降も、就労支援型幼稚園の利用申込が一定数あることが想定されますことから、そのニーズにできる限り応えられるようにするため、第一幼稚園の入園者数などを勘案しつつ、定員枠を20人拡充するものでございます。

最後に、施行期日は、平成31年4月1日です。

なお、教育委員会が定める規則その他の規程の制定改廃につきましては、本来、教育委員会の議決を経るべき案件ですが、転園手続期間の最終日から利用決定の通知をしなければならない期限までの間が短かった関係上、その間に教育委員会議を招集する暇がないと判断しましたことから、臨時代理させていただき、それを経た後、直ちに公布手続を取ったものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

教育長

教育委員 定員数の30名から50名とした根拠について、もう少し具体的に教えていただけますでしょうか。

次長兼子育て支援課長 平成30年度までは30名の定員となっており、3月現在の長時間の預かり保育の利用者は、4歳児、5歳児合わせて19名となっております。新年度の申込状況ですが、4歳児18名、5歳児18名の計36名となっており、既に30名を超えております。そのため、20名定員数を増やし、50名といたしました。50名とした根拠ですが、長時間の預かり保育の時間帯については、幼稚園教育の教育課程時間内ではなく、保育の時間となります。本町における保育の加配の基準といたしまして、4歳児、5歳児に関しては、府では30対1ですが25対1としております。新年度の申込数と、本町の基準をもとに、25の倍数である50名と設定いたしました。

教育委員 長時間の預かり保育で使われている部屋は、現在1つだったと思いますが、定員数が50名となれば部屋はどのように運用するのでしょうか。利用人数にもよるとは思いますが、2部屋使用する場合は通常の学級を使用するのでしょうか。

次長兼子育て支援課長 現在、第一幼稚園には6教室あり、幼稚園で通常の学級として使用しているのは5教室であることから、残りの1教室を長時間の預かり保育の部屋として使用してまいりました。来年度は現状でも36名の利用があることから、保育については2部屋に分ける必要があります。今のところ候補といたしましては、2階のホール横に、現在は会議等様々な用途で使用している部屋がありますが、平成24年度に長時間の預かり保育を開始した際に、保育用に改修しておりますので、その部屋を使用することも考えられますし、または、教育課程と預かり保育時間は時間帯が別であることから、通常の教室についても使用することも考えられます。

教育委員 2階のホール横の部屋には、空調設備はあるのでしょうか。

次長兼子育て支援課長 はい、ございます。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。お諮りします。

第7号議案につきましては、教職員の人事案件であることから、教育委員会会議規則第15条の規定により、秘密会とすることとしてよろしいでしょうか。

賛成の方の挙手を求めます。

(委員挙手)

教育長 賛成が出席者の3分の2を越えておりますので、第7号議案につきましては、秘密会とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(傍聴者退室・資料配布)

教育長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第7号議案「教職員（一般職）人事について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長 [教職員（一般職）人事について説明]

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(質疑応答内容非公開)

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(資料回収)

教育長 休憩前に引き続き、会議を開きます

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成31年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。